二百四十七	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）を除く）	

備考
1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。
一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。
二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第四号及び第五号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）並びに第六項から第十項までに規定する営業を除く。）
2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○東北地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　秋田県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第百七十七号大館都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
三　事業施行期間　自昭和六十二年二月六日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年東北地方整備局告示第百六十四号石巻広域都市計画道路事業三・二・二号門脇流留線
三　事業施行期間　自平成二十六年十一月二十八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年東北地方整備局告示第百六十四号石巻広域都市計画道路事業三・四・七号大街道石巻港線
三　事業施行期間　自平成二十六年四月十七日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十二日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　石巻広域都市計画道路事業三・二・二号門脇流留線及び三・四・十号新橋双葉線
三　事業施行期間　自平成二十九年三月二十二日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮城県石巻市大街道東二丁目、双葉町、南光町一丁目、南光町二丁目、門脇町五丁目、南浜町四丁目及び雲雀野町一丁目地内
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
陸前高田市気仙町字木場九二番一から同市米崎町字沼田二九番一まで	前	二一・七九メートル～八二・二九キロメートル
	後	二四・八九メートル～九七・九七メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○関東地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十二日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	土浦市佐野子字芝原一四三四番地先から同市東並木町五七六番地先まで	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十二日

○近畿地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十二日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百七十一号